

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷五十第

行發日一月九年一十正大

論叢

マルクス氏の集産主義の實行難を論ず

法學博士 田島 錦治

交通税の本質

法學博士 神戸 正雄

階級に就いて

文學博士 高田 保馬

基督教文明の發展概論

法學博士 財部 靜治

社會哲學に於ける主意的二元論的思想

法學士 恒藤 恭

時論

財産税論

法學博士 小川郷太郎

資料

小作爭議原因の研究

法學博士 戸田 海市

雜錄

フーガスの本能的社會觀

法學博士 河上 肇

我國の離婚率に就て

經濟學士 岡崎 文規

定價制と正價制

法學博士 河田 嗣郎

我國の離婚率に就いて

岡崎 文規

從來、離婚率として擧げられてゐるものは、例へば高野博士の「本邦人口の現在及將來」に於ける如く、或る年度の離婚數の、當該年度に於ける人口に對する比率であるか、又は、日本帝國統計年鑑略説」に於ける如く、或る年度の離婚數の當該年度に於ける婚姻數に對する比率であつたが、私の考へによれば、斯かる比率の取り方は餘り意味を成さないもので、之に意義あらしむるためには、一定の婚姻數と其の婚姻數中より生じたる離婚數との比率を擧げなければならぬと思ふ。

假に之を大正二年度の離婚率に就いて説明す

れば、當該年度の婚姻數と一年未滿の離婚數との比率に於て、之を見出し得るのであるが、さればとて、大正二年度の婚姻數四十三萬一千三百八十七に於ける、一年未滿の離婚數一萬三百九十八の比二分四厘一毛強を以て、直に其の第一年度に於ける離婚率なりとするは早計であつて、そこには少くとも二個の疑點を發見する事が出来る。其の一は婚姻數の側に於けるものであつて、夫又は妻の死亡に基く解婚數即ち失はれたる離婚可能數を無視してゐる事である。其の二は離婚數の側に於けるものであつて、大正二年度に計上せられたる一年未滿の離婚數一萬三百九十八は大正二年度に於ける婚姻數四十三萬一千三百八十七中より生じたる離婚數以外に大正元年度に於ける婚姻數四十三萬四百二十二中より生じたる若干の離婚數も混入されてゐる事である。即ち大正元年十月一日に婚姻せる者が大正二年九月一日に離婚した場合の如きが其の一例である。之と反對に大正二年度に婚姻せる者が一年未滿で離婚しても、それが全部大正

二年度に於ける一年未滿の離婚數の中に計上されず、其の若干は大正三年度に於ける一年未滿の離婚數の中に編入されてゐる事である。即ち大正二年十月一日に婚姻せる者が大正二年九月一日に離婚した場合の如きが其の一例である。故に夫又は妻の死亡による解婚數をセ、大正元年度の婚姻數中より生じたる一年未滿の離婚數にして、大正二年度の離婚統計に混入されてゐるものをセ、大正二年度の婚姻數中より生じたる一年未滿の離婚數にして、大正三年度の離婚統計に編入されてゐるものをセとすれば、大正二年度に於ける婚姻數の、修正せられたる精確なる、第一年度の離婚率は、 $(10388 \div 103887) \times 100$ (Per Cent) に於て求める事が出来る。ところがセヨとセは共に未知數であつて、原票に就いて調査するのぞなければ、其の値を知る事が出来ない譯である。我國に於てはこの種の統計、全然之を欠いてゐるから、乍併、外國に於ける夫又は妻の死亡による解婚數に關する統計を見るならば我國に於ける其の解婚數も略ぼ推算する事

が出来るであらう。そこで獨乙の統計を見ると婚姻數一〇〇に付いて、夫婦關係繼續期間五年以内^{*}に於ける、死亡による平均解婚數は一一・五である。若し各年度の死亡による解婚數が均等であると假定するならば、第一年度に於ける死亡による解婚數は二、三となり、婚姻數に對し、

僅か二分三厘に過ぎない。我國の國民死亡率は獨乙のそれに比して約二割の高率だと言はれてゐるから、假に我國の死亡による解婚率を之に二割を増加せるもの即ち二分七厘六毛となし、大正二年度の婚姻數より其の死亡による解婚數を算出すれば、一萬一千九百三となる。死亡による解婚數を全然無視せる場合の、大正二年度に於ける一年未滿の離婚率二分四厘一毛強に對し、死亡による解婚數を婚姻數より控除する場合の、同一年度に於ける一年未滿の離婚率は二分四厘七毛強であつて、コンマ以下第四位に於て、初めて其の影響を感ずるのみである。乍去、再び獨逸の該統計を見るに、死亡による解婚率は夫婦關係繼續期間十年以内に於ては二割

四分一厘、十五年以内に於ては三割六分四厘、更に進んで二十年以内になると四割七分四厘の高率を示してゐるから、離婚率を算出する場合は、ただ初期の年度に限つて、死亡による解婚數を無視しても、其の大勢に大した影響がないと言ひ得られる。

次は離婚數の側に於ける問題であるが、若し^アと^イとが等しき値のものであるならば、大正二年度に於ける一年未滿の離婚數と同一年度の婚姻數との比率は即ち求むる所の精確なる離婚率であり得るけれども、これは偶然を除いては容易に期待し得ざる所であるから、移動平均法を用ひ、人工的により精確に近い離婚率を算出するより他に方法はない。即ち大正二年度に於ける一年未滿の離婚數に、^シ及び^ヒの値に於てそれ^レの影響を與へてゐる大正元年度の一年未滿の離婚數一萬三百六十五及び大正三年度の一年未滿の離婚數一萬二百七十三を、大正二年度の一年未滿の離婚數一萬三百九十八に加算して得たる總和三萬一千三十六と該三年間に於ける

* Mayo-Smith, Statistics and Sociology p. 117.

婚姻數の總和百三十一萬四千六百四十一との比率二分三厘七毛弱こそ、大正二年度の婚姻數に對する第一年度の離婚率である。第二年度以下の離婚率もこれと同の方法によつて求める事が出来る。只各年度の離婚數に對比せられる婚姻數は、最初の婚姻數より前年度の離婚數を控除したるものを以てしなければならぬ、既に失はれたる離婚可能數を婚姻數より控除する必要があるからである。

大正二年度の婚姻數の、最初の五年間に於ける離婚率を、其の計算に用ひたる實數と共に、之を左表に掲げる。(實數は日本帝國第四十統計年鑑に據る。)

	大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正二年度
婚姻數	四三〇・四三三	四三三・二六七	四五二・九三三	
離婚數	一〇・三六八	一〇・三六八	一〇・三七三	〇・〇一三
離婚率	二・四〇三	二・四〇三	二・三二六	〇・〇二九
第一年度	一〇・三六八	一〇・三六八	一〇・三七三	〇・〇一三
第二年度	一〇・一四二	二・六八〇	九・六八三	〇・〇一三
第三年度	二・三二八	一・〇九〇	一・三三〇	〇・〇一三
第四年度	五・九八一	五・九八〇	三・六八三	〇・〇一三

第五年度	計
四・四八八	三〇・三六三
三・九〇四	三三・二〇三
三・〇三六	〇・〇六六

右によれば、大正二年度の婚姻數の、最初の五年間に於ける離婚率は、第一年度の二分三厘七毛を最高となし、逐年減少しつつ、第五年度に於ては九厘九毛であつて、五年間の合計は八分六厘六毛である。